

平成27年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第6号

平成27年9月18日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野 定 信 君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
副 市 長	横 瀬 典 生 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第6号

日程第 1 議案第53号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、
管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

- 議案第 5 5 号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 6 号 かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 1 号 美並小学校校舎 (教室棟) 増築工事 建築工事変更請負契約の締結について
- 議案第 6 2 号 消防団デジタル無線機の取得について
- 日程第 2 議案第 6 0 号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事 (第 I 期工事) 請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第 6 3 号 市道路線の変更について
- 議案第 6 4 号 市道路線の廃止について
- 議案第 6 5 号 市道路線の認定について
- 議案第 6 6 号 市道路線の認定について
- 議案第 6 7 号 市道路線の認定について
- 日程第 4 請願第 4 号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願
- 請願第 5 号 TPP (環太平洋連携協定) 交渉に関する請願書
- 請願第 6 号 教育予算の拡充を求める請願
- 請願第 7 号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書
- 日程第 5 閉会中の継続審査について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 3 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 4 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 5 5 号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 6 号 かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 1 号 美並小学校校舎 (教室棟) 増築工事 建築工事変更請負契約の締結

について

- 議案第62号 消防団デジタル無線機の取得について
- 日程第 2 議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第Ⅰ期工事）請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第63号 市道路線の変更について
議案第64号 市道路線の廃止について
議案第65号 市道路線の認定について
議案第66号 市道路線の認定について
議案第67号 市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第75号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
議案第76号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 請願第 4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願
- 日程第 6 委員会発議第3号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）
- 日程第 7 請願第 5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書
- 日程第 8 請願第 6号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 9 委員会発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第10 請願第 7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書
- 日程第11 閉会中の継続審査について
- 日程第12 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 議案第53号ないし議案第59号並びに議案第61号及び議案第62号

○議長（藤井裕一君）

日程第1、議案第53号ないし議案第59号並びに議案第61号、議案第62号、以上9件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

委員長の報告を求めます。

平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 岡崎 勉君。

[平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（岡崎 勉君）

平成27年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成27年9月7日に付託されました議案第53号ないし議案第59号並びに議案第61号、議案第62号について、9月8日及び17日に、市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第54号、議案第56号ないし議案第59号、議案第62号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第53号、議案第55号、議案第61号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第53号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第53号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の改定は、手数料については一定の公共サービスを図る応益分の負担として規定してきたが、住民ニーズの多様化に伴い、利便性の向上と将来安定的な住民サービスの維持を図る必要があるとしています。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法であります。その施行に伴って、通知カード及び個人カードの再交付の規定を追加し、個人番号カードの推進を図るために平成29年度末まで多機能端末の発行による手数料を現状維持とするものだと思います。その中身は税の証明等に関するものを初め、現行200円を300円とするものであります。

私はまず第1に他市との比較の整合性、第2にこの改正で手数料の増収額をどのくらい見込んでいるのかをたどりました。市当局は住民票を例にとると44市町村のうち1件当たり300円以上のものが24自治体、300円未満が20自治体と述べ、住民票、印鑑証明、諸証明の発行件数は平成26年度5万1697件、また、自動交付機による発行件数は平成25年度実績が1万183件、これを考慮して4万1514件だとし、これに100円を乗じた金額を増収分として見込んでいると答えました。

私は一般質問で住民サービスの向上を考え総合窓口の設置を求めてきました。今回の手数料値上げで増収分を415万円程度としています。今、住民から求められているのは料金の引き上げで住民負担を押しつけることではなく、ワンストップによる行政サービスの向上を図ることは

ないでしょうか。415万円はさまざまな無駄を省けば捻出できる額であります。私は住民サービスの観点から手数料の引き上げには反対であります。加えて、マイナンバー制度導入には反対の立場であります。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第54号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第55号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○ 1 1 番 (佐藤文雄君)

議案第55号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

マイナンバーは赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をした全員に12桁の生涯変わらない番号をつけて、社会保障や税の個人情報を国が一括管理、活用するものです。2013年、消費税と社会保障の一体改悪の道具として自民、公明、民主、維新などが賛成多数で強行しました。

政府は行政手続が便利になると言いますが、年に一度あるかどうかの申請などの際、所得証明書の添付などを省略できるといった程度であります。メリットを一番受けるのは国や行政のほうであります。一人一人の社会保障と保険料、税の利用、納付状況を一体的に把握、監視し、徴税強化と社会保障費の抑制、削減に活用することができるようになるからであります。しかも、国民にとってはプライバシー情報の漏えい、不正使用など、それ以上の危険性を抱えることとなります。年金、医療、介護、雇用や所得、納税などの情報はそれぞれの制度をもとに管理されていますが、共通番号で1つに結ばれることとなります。個人番号が流出すれば、さまざまな個人情報が芋づる式に流出する危険が現実となります。同様の制度を導入しているアメリカや韓国では個人情報の大量流出、不正使用が大問題になり、制度見直しの議論が起こっています。

10月から住民票を持つ全員に番号を知らせる通知カードが郵送されます。来年1月からは年金確認などの手続でマイナンバーの使用を開始、希望者には顔写真つき個人番号カードを交付するとしています。政府は自治体や企業に準備を急がせていますが、ほとんどの国民は計画を知りません。内閣府の2月の発表の調査では、内容まで知っていた人は28%、この制度が国民の切実な要求でないことを浮き彫りにしております。

ところが、安倍内閣が今国会に提出している改定案では預金口座や健康診断、予防接種、中所得者向けの公営住宅の管理も適用拡大すると定めています。預金口座への適用は社会保障給付の資力調査や税務調査などに活用する狙いです。当面は任意とし、制度実施後の21年度をめどに義務化する計画であります。番号法は施行後3年をめどに利用拡大について検討すると定めており、政府も施行状況を見て必要があれば検討すると国会で答えていました。施行もされないうちに利用拡大など許されません。医療、健康情報は利用内容や個人情報保護などの仕組みとあわせて検討するとしていたものであります。いまだに利用内容も保護措置も決まっていないもとの、なし崩し的に拡大することは大問題であります。

制度実施を前にして準備のおくれがあらわになっています。省令の整備も進まないため自治体の準備も進んでおりません。民間企業にも番号の利用が義務づけられ、情報管理体制など整えなければなりません。多くの事業者は準備すら進め始めておりません。今やるべきは対象の拡大ではなく、施行を中止し、廃止に踏み出すことでもあります。マイナンバー制度を推進するための条例改正であり、私は反対であります。

○議長 (藤井裕一君)

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第56号 かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第57号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第58号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第59号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第61号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事変更請負契約の締結についての討論を行います。

討論はございませんか。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第61号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事変更請負契約の締結について、反対討論をいたします。

この議案は美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事に係る請負の変更契約分、変更前の2億6886万6000円を変更して864万円増額し、2億7750万6000円とするものであります。

議案審査特別委員会で鉄筋工事における鉄筋数量の不足について市当局の説明が不十分であったことから問題が発覚いたしました。私が設計を請け負った業者と施工を請け負った業者及び市当局の責任の所在を明らかにするように求めたため審議が中断、改めて昨日再審査となったものであります。

私は設計を請け負った業者の参考人質疑で、設計ミスを認めているならば増額となった鉄筋工事の部分の負担について考えていないかとたゞしましたら、設計業者は市の指示に従うと答弁しました。また、施工業者について私は、通常入札に当たっては設計図をもとに数量を拾い、積算し、実行予算を組み、入札価格を決める、建築のプロは建屋やその柱にどのぐらいの鉄筋が含まれているか重量などは大体わかると指摘し、全体の鉄筋量と計算ミスで不足となった量の比率を確認いたしました。何と計算ミスによる鉄筋不足数量の割合は40%にもなることがわかりました。

私は建築のプロと言われる施工業者、いわゆる元請業者の責任も免れないと思います。したがって、施工業者である元請業者も設計業者もその責任は極めて重いと考えます。それを全面的に免罪し、増額分全てを市が負担することは市民からの理解は得られないと考えます。今後の改善策で終わりとすることなく、責任の所在を明確にして、応分の負担を両業者に求めるべきであります。この議案は撤回し、改めて再提案することを要請して、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

ほかに反対討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

議案第61号 美並小学校教室棟増築工事 変更契約の締結について、賛成の立場から討論をいたします。

ご案内のように美並小学校については霞ヶ浦地区の下大津、美並、牛渡、宍倉の4小学校が統合して平成28年4月の開校を目指すものであります。統合に向けてはさまざまな角度から大いに議論を尽くされ、未来に生きる子どもたちの理想的な教育環境づくり、いわゆる適正規模、適正配置の考え方により関係者の方々の合意に至ったものであると認識をしております。このような状況の中において校舎の増築工事にかかわる設計並びに工事の入札が行われ、統合へ向け華々しくスタートを切ったわけであります。

今回の工事請負変更契約に至る過程の中では設計業者の鉄筋数量の計算に誤りがあり、施工業者からの指摘により鉄筋数量を正しくして工事が進められております。施工業者からの指摘がなければ大変な事態を招くことになったかもしれません。幸いにも実質的な損害はないとのことですが、未然にこのような事態が防げなかったことと、市民に市行政執行上の不安をもたらしたことは大変遺憾であります。

設計業者はこの非を認めておりますが、私はこの問題につきましては同様の問題が二度と起きないように再発防止策を行うことと、多くの市民や児童生徒が望んでいる美並小学校の増築工事

を立派になし遂げることに、それこそが市民への謝罪であると考えております。もしこの議案を否決すれば、今後の工事はどうなるでしょうか。安全対策にしても課題が残ったままになってしまっておそれがあります。何よりも子どもたちが安心して学び、生活を送る教育環境をつくることこそが未来のかすみがうら市のために大切なことではないでしょうか。今回の美並小学校の増築工事変更契約については、非は非として立派に美並小学校の工事が完成されることを望み、私の賛成討論とさせていただきます。何とぞご賛同のほど、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

提案されている議題について、賛成討論とさせていただきます。

昨日の審査の中で建築工事における設計生産数量の点検の徹底と工事監理業務、見積期間の改善についてという文章が出されました。

これは①設計、積算数量の点検について、再発防止のための3つの施策の第1番目であります。設計者が行う積算業務の各過程で国土交通省作成の営繕積算チェックマニュアルを活用、点検することを義務づけ、また設計成果品納品時の検収にもそのマニュアルの点検項目を確認するなどして数量の拾い忘れや違算を防ぎ、積算数量の精度の向上を図ることが述べられています。この徹底をお願いしたい。

②工事監理業務委託の改善について。これまで工事監理業務を設計業務の受注者と随意契約を締結していましたが、公共建築物の品質確保及び入札の公平性、透明性を高めるために設計者以外の者に工事監理を委託する第三者監理方式の導入を工事の規模に応じて検討をしていくが2番目であります。このことの徹底をお願いいたします。

③で建築工事発注にかかわる見積期間の確保について。見積期間については建設業法の規定を踏まえて設定して行っておりますが、建築工事に応札しようとする者が的確な積算を行えるように工事の内容や規模、社会経済情勢を考慮して十分な期間を設定することとします。今回25日間の期間がありましたが、その内容についても精査をし、今後このようなことが引き起こらないような対応策として出されております。この点については今回の誤りがどこかの地点でチェックされる、そういう機構が働いていくべきというふうに思います。市当局におかれましては、この精査に当たりましては有識者の意見も参考にするなどして間違いが起こらないように徹底をしていただくことをお願いしまして、また、統合小学校が順調に来年の4月を迎えられることを祈念いたしまして賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。
本案は異議がございますので起立により採決を行います。
本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。
よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第62号 消防団デジタル無線機の取得についての討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。
これより議案第62号の採決を行います。
本件に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第Ⅰ期工事）請負契約の締結 について

[櫻井議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第Ⅰ期工事）請負契約の締結
についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。

平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 岡崎 勉君。

[平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（岡崎 勉君）

平成27年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条
第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成27年9月7日に付託されました議案第60号について、9月8日に、市長、副
市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第60号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第60号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第60号は原案のとおり可決されました。

[櫻井議員 入場]

日程第3 議案第63号ないし議案第67号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第63号 市道路線の変更についてないし議案第67号 市道路線の認定についてまでの5件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成27年9月7日に付託されました議案第63号ないし67号の審査のため、9月7日に委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第63号ないし67号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第63号 市道路線の変更についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第64号 市道路線の廃止についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第65号 市道路線の認定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第66号 市道路線の認定についての討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。
これより議案第66号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第67号 市道路線の認定についての討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。
これより議案第67号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第75号及び議案第76号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、議案第75号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）、議案第76号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第75号並びに議案第76号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第75号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ703万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ182億3209万8000円とするものです。

次に、議案第76号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1255万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3568万2000円とするものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当部長から説明をいたさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

議案第75号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に703万7000円を追加し、総額をそれぞれ182億3209万8000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、土木費の補正予算になります。

1点目につきましては、市道整備事業に係る測量委託費を計上するものです。近年の集中豪雨等により市内におきましても道路冠水などが発生している状況でもございます。その中でも特に高倉、天馬地区におかれましては、昨年の台風あるいは今般の台風18号におきましても恋瀬川の氾濫等により集落が孤立化してしまう状況下に置かれております。避難経路を確保する観点から今回集落に通ずる市道の改良工事を進めるための測量委託の経費352万1000円を計上するものでございます。

2点目につきましては、下水道事業特別会計への繰り出しでございます。下稲吉地内の圧送ポンプの修繕費用として351万6000円を下水道事業特別会計へ繰り出すものでございます。歳入財源につきましては繰越金を充当させていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

[上下水道部長 田崎 清君登壇]

○上下水道部長（田崎 清君）

議案第76号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本件につきましては、既定の歳入歳出それぞれ11億2313万2000円に1255万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億3568万2000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、下水道維持費において下稲吉地内に設置されている下水道圧送ポンプ交換に伴います修繕料1255万円を計上するものでございます。なお、財源につきましては繰越金903万4000円を充当し、不足分の351万6000円につきましては一般会計繰入金を充当するも

のでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第75号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第75号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第76号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第76号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第5 請願第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

○議長（藤井裕一君）

日程第5、請願第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願につきましては、9月7日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第4号については全員一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第4号については全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会委員長の報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、請願第4号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第6 委員会発議第3号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）

○議長（藤井裕一君）

日程第6、委員会発議第3号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

次いで、委員会発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員会発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 請願第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書

○議長（藤井裕一君）

日程第7、請願第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書を議題といたします。委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果につきまして、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書につきましては、9月7日に委員会を開催し、紹介議員の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第5号については委員から趣旨採択との意見が出され、起立採決の結果、可

否同数であったため、委員長採決により趣旨採択すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたく存じます。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第5号を趣旨採択することに対する討論を行います。

討論ございませんか。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

土浦農業協同組合代表理事組合長、佐野氏から提案されてきています請願書、TPP交渉に関する請願書の内容1、農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守すること。2、交渉により収集した情報について国民に十分な情報公開を行うことの2点が請願の内容であります。この内容については、我が市の基幹産業が農業であるということから、この請願書については議会において採択をしていくべきというふうに考え、私の主張とさせていただきます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

暫時休憩。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前10時58分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第5号の採決を行います。

異議がございますので、起立により採決を行います。

本請願は委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、本請願は趣旨採択することに可決されました。

日程第8 請願第6号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（藤井裕一君）

日程第8、請願第6号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第6号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、9月7日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第6号については全員一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第6号については全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第6号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第6号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、請願第6号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第9 委員会発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（藤井裕一君）

日程第9、委員会発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。
お諮りをいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

次いで、委員会発議第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員会発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10 請願第7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書

[川村議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

日程第10、請願第7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 岡崎 勉君。

[平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（岡崎 勉君）

平成27年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択

を求める請願書については、9月17日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査については紹介議員からの意見書を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第7号につきましては異議があり、起立採決の結果、起立少数で不採択すべきものと決しました。

以上で平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

ただいま議案となっている請願案の審査は議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により委員長報告に対する質疑を省略いたします。

次いで、請願第7号の討論を行います。

この討論は賛成討論から行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書に賛成の立場で討論をいたします。

まず、私は昨日参院安保法制特別委員会においてこれまでの審議を締めくくる総括質疑を行わないまま採決を強行したことに對して満身の怒りをもって抗議したいと思います。総括質疑を省いたのは政府がまともな答弁ができないことのあらわれであります。

16日の横浜での地方公聴会では弁護士の水上氏が公聴会が採決のための単なるセレモニーにすぎないならばあえて申し上げる意見を持ち合わせていないと述べ、鴻池委員長に質問、鴻池氏は与野党の理事会で協議が調っていないと答弁、水上氏は公聴会を開いたかがあったと言うだけの十分かつ慎重な審議をお願いしたいと述べ、意見陳述に入りました。

そもそも公聴会直後に採決の日程を組むやり方は国会のルール違反であります。公聴会開催は国民から広く意見を聞いて審議を充実させるのが国会法の趣旨であります。国会の関係者の一人は公聴会直後に採決なら国民の意見を聞く必要はないと言っているのも同然だ、公聴会を採決の前提条件としてクリアすれば採択というのは悪しき慣行だと指摘しています。

15日に開かれた中央公聴会では元最高裁判事、憲法学者、国際法学者、そしてSEALDs、いわゆる自由と民主主義のための学生緊急行動のメンバーが戦争法案への強い反対の意見を述べました。この公聴会には過去10年間で最多の95人が応募し、全員が戦争法案反対の立場でした。直近の世論調査でも法案反対が多数、政府は十分説明していないは実に8割を超えています。このもとで公聴会直後の採決はまさに国民の声を踏みにじるものではないでしょうか。公聴会で国会前の巨大な群像の中の一人として国会に来ていますと述べたSEALDsの奥田愛基氏は行動こそ主権者としての当たり前のことであり、この国の憲法の理念を体現するものと強調、世代を超えた反対のうねりは70年間の平和主義の歩みを引き継ぎ、守るものだと述べました。その上で、政府答弁が二転三転し、何度も速記がとまる審議の状況を挙げ、今国会での可決は無理です、廃案するしかないと表明、法案については自由で民主的な社会を望み反対すると述べ、国会議員に對して政治家とはどうあるべきなのか考え、この国の民の意見を聞いてくださいと訴えました。

濱田邦夫元最高裁判事は法案について違憲だと明言、元裁判官でありながら一私人として立ち上がった理由について、濱田氏は次の世代に自由で平和で豊かな社会を残したいからだ、法案に大変危機感があり、日本の民主社会の基盤が崩れていくと述べました。慶應大学の小林節名誉教授は今度の法案ができると不戦から戦争可能状態に入る、戦争法案以外の何物でもないと言え、レッテル張りと言えを繰り返す政権の姿勢を批判しました。

横浜で開催された地方公聴会では広渡清吾前日本学術会議会長が公聴会はこれからもっと法案の審議を充実させるというためにやるのがコンセンサスだ、公聴会終了後直ちに強行採決するならば参院の良識が問われると指摘、法案強行は民意を無視し、民主主義、国民主権に背くものだと言え、専門家の意見に耳を傾けようとしない安倍政権の姿勢について反知性主義を感じる、もしこの法案が通れば軍事が優先する社会になる、どうして大学が軍事研究をしないのかという議論が押し寄せてくることを恐れるから学者が立ち上がっていると訴えました。

安倍政権と与党は憲法違反の安保法制、戦争法案を何が何でもきょうあすじゅうに採決すると言っています。論点は出尽くしたなどと言っておりますが、とんでもありません。審議が進めば進むほど政府はまともな答弁ができなくなっているのではないのでしょうか。参議院特別委員会ではこの1カ月で何と111回も審議が中断しています。その中で3つの問題点が浮かび上がってまいりました。

第1に、何のために集団的自衛権行使が必要か、政府はまともな説明ができなくなっています。安倍首相はお母さんと子どものイラストまで掲げて日本人を輸送している米艦船を守らなくていいのかと繰り返しました。ところが先日、中谷防衛大臣は日本人が乗っていても集団的自衛権の行使はあり得ると言い出しました。首相は日本人が乗っていない船を守ることもあり得るなどと言えを始める始末であります。また、あれだけ言っていたホルムズ海峡の機雷掃海も当のイラン政府が海峡封鎖などあり得ないと否定する中で、もう政府は言えなくなっております。何のための集団的自衛権なのか立法事実が説明できなくなっている。だったらこの法案は撤回するしかないと言えを私と考えます。集団的自衛権の現実の危険はどこにあるのでしょうか。アメリカは戦後、ベトナム戦争、イラク戦争など数多くの無法な先制攻撃の戦争をやってきました。そういう戦争に乗り出す際に自衛隊の参戦を求めてきても、これまでは集団的自衛権は行使できないと断ることはできました。しかし、戦争法案が通ったら断れなくなります。アメリカに言われるままに自衛隊と一緒に戦争することになる、こんな恐ろしいことを私は絶対に許すわけにはいかないと考えております。

第2は武力行使をしている米軍に対する後方支援、いわゆる兵たんの問題です。これが歯どめなくどこまでも広がっていくことでもあります。これまでは非戦闘地域に限ると言え歯どめがありました。ところが、これが撤廃され、これまで戦闘地域とされていた場所にまで自衛隊が行って米軍の輸送や補給の支援をする。戦闘地域まで行けば相手から攻撃されます。攻撃されたらどうするか、安倍首相は武器の使用をすると言えました。まさに殺し、殺される戦闘になる。憲法が禁止した武力行使そのものだと考えます。さらに、これまではできなかった武器弾薬の輸送、この弾薬の補給もできるようになります。どんなものでも運べるようになるのか、どんなものが運べるようになるのか。非人道的兵器のクラスター爆弾、このクラスター爆弾は1発落としますと子爆弾が四方八方に散らばって強烈な殺傷能力を持っているという国際的には非難されている爆

弾であります。さらに放射能をまき散らす劣化ウラン弾、これはイラク戦争でも使われ、死体を見ると変質しているような状況、そしてその後生まれた子どもは奇形児が生まれているという、こういう事実があります。さらに毒ガス兵器や核兵器も法文上は排除されていません。運ばないと言っておりますが、法律には運ばないと書いていません。こんな法案が憲法9条のもとで許されるわけではないと考えます。

第3に、それに加えてとんでもないことが明らかになってきました。日本共産党は自衛隊の2つの内部文書を入手してこの間国会で明らかにしました。1つは自衛隊の幹部350人を衆議院で審議が始まったその日、5月26日に集めて戦争法案が成立することを前提にして具体化のための検討の説明をしていた、そのときに使われた内部文書であります。その内容を見ますと、アメリカ軍と自衛隊の軍軍間の調整所を設置すると書いてあります。また、米軍と自衛隊の共同軍事司令部を平時からつくろうということでもあります。国会に一度も説明したことがないことがずらりと並んでいるのではないのでしょうか。そしてもう一つ、最近重大な文書が出てまいりました。河野統幕長が昨年12月に訪米して米軍の中枢幹部と会談、その会議録と思われる内部文書です。そこでとんでもないことを話し合っております。去年の12月17日、総選挙の投票日の3日後であります、そのときに安保法制は予定どおり進んでいるかと米軍側に問われ、この統幕長は来年夏までには終了すると言っております。アメリカ軍に来年夏までと約束している、戦争法案の閣議決定は5月です。安倍首相が米軍の議会でこの夏までと言って問題になったのは4月です。そのはるか前に軍隊との間で日本の国会を無視して、国民を無視して戦争法案を夏までに強行する約束をするのは言語道断だと私は思います。

それでは最後に、俳優の渡辺謙さんは一人の兵士が戦死しないで70年を過ごしてきたこの国、どんな経過で、いきさつでできた憲法であれ、僕は世界に誇れると思うと、戦争はしないんだと、複雑で利害が異なる隣国とも、ポケットに忍ばせた拳や石ころよりも最大の抑止力は友人であるんだと思うと、そのためには僕は世界に友人をふやしたい、絵そらごとと笑われてもと述べております。

改めて、私はこれまでの世論調査でも反対の数が多く、この今国会での審議は慎重にすべきだという声が多くなっております。改めて議員の皆さんに訴えます。安保法制、法案に対する賛否は別として、今国会での強行採決に反対し、慎重審議を求める意見書を首相と衆参両院議長宛てに提出することを求めて、皆さんの賛同をお願いして賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論を終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

請願第7号に対し、反対の立場から討論いたします。

本請願は安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書であり、請願事項としては安全保障関連法案の今国会での強行採決に反対し、慎重審議を求める意見書を首相と衆参両院議長宛てに提出していただきとして提出されているものであります。

安全保障関連法案につきましては国会でも紛糾しておりますが、世論でも賛否両論であり、その法案については私としても非常に難しいと思っています。ただ、この請願の目的は強行採決に反対し、国民の疑問と不安の広がりを見減らすために慎重審議が必要であるとのこと。昨日の17日には参院平和安全法制特別委員会で自民公明両党などの賛成多数で可決されました。このような状況を踏まえると、この請願を採択して意見書を提出してもその願意は伝えられなくなってしまうことが十分に考えられることから、不採択とすることが妥当であると考え、採択するには反対するものであります。

議員諸君におかれましては、以上の内容にご賛同いただくようお願い申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

賛成討論はございませんか。

14番 小座野定信君。

[14番 小座野定信君登壇]

○14番（小座野定信君）

私は賛成の立場からの討論とさせていただきます。

私の前に賛成討論の中で不適切な表現があったということに対して、私の趣旨と違うため、また別な形から賛成討論とさせていただきます。

この請願書で訴えております安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願ということで、確かにただいま反対討論の中でも加固議員からあったようにまだまだ審議が足りていない、そして我々市議会議員といたしましては市民、国民の立場に立っての意見というのを求められているのではないのでしょうか。そういう中で、私といたしましては憲法改正をも含む慎重な審議をもっともっと重ねてこの法案を可決に持って行ってもらいたいということが私の心情にはございます。そういうことで、議員の皆様方のこの請願に対します深いご理解をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、反対討論はございませんか。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

それでは、反対の立場から討論を行います。

マスコミ等でもまたいろんな形で報道されております、要するに戦争法案であるという根拠、全く根拠がない状況でございます。今回は憲法9条のもとで許容される自衛の措置の三要件を法律できちっと決めました。その確認の意味で再度お話ししますが、第1点目は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合ということが第1点に法で定めております。第2点目が、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないとき。それから、3点目が必要最小限度の実力を行使するという点の三要件が定められて、9条の許容範囲の中で

の武力行使ということになっております。

あくまでも専守防衛でありますし、やはり今、世界を取り巻く環境というのは非常に変わっております。例えて言うならば、北朝鮮では弾道ミサイルを数百機保有しております。また、核弾頭も小型化をもう既に終えているという話がございます。それがもしも弾道ミサイルが発射された場合には日本に10分でミサイルが到達してしまいます。そういう場合に、もしアメリカ軍が日本の近海でもしそれを日本を守るために、安保の中で守る場合に、その船を迎撃ミサイルでもって途中で発射されたということに対して撃ち落とす、PAC3で落とす場合に、やはりもしも北朝鮮にそのアメリカの日本を守っている艦船が攻撃された場合に、それは日本を守るために近海でそういうふうを迎撃ミサイルを発射する準備をしているところに攻撃される場合には、集団的自衛権の行使ができるという内容なわけです。先ほど佐藤さんが言いました戦闘地域に行って戦争をやる法案じゃないわけです。というのは、あくまでも非戦闘地域ということ、それが戦闘地域になった場合には撤退するというのが、これが今回の法で定められている。だからやはり、これはやはり意味が全く違う内容でありますし、慎重審議は私もまだまだ不足しているとは思っていますけれども、戦争法案だとかということに対しては私はこれは全く違う誤ったことでありまして、やはり日本を守る。

憲法学者は違憲だと言っていますよね。憲法学者は自衛隊の存在自体も違憲だと言っているんですよ。PKOを派遣するときも国民もほとんど6割か7割の人が反対した。しかし、そういう中で世界平和を維持するために今日で約91%の人がそれは賛成している、PKOに対して。そういう中でやはり日本の平和を守るのは一体、ただ平和外交だけで済むのかという状況。今から10年、15年前から比較しますと領空侵犯、海域侵犯についても大体7倍以上に膨れ上がっているわけです。そういう状況の中で抑止力を高めていく、それが今回の法案なわけです。それがいかにも徴兵制でもしかせたという、これは憲法を改正しないとできないわけです。憲法を改正するためには国会の3分の2の議決、そして国民投票でなければ、これは改正できないわけです。それはハードルが非常に高い状況なんで、全く憲法改正は不可能に近い。そういう中で今回のこの法案というのは誤った報道が非常にあおっている。そういう状況の中で慎重審議は私もこれは重要なことでありますのでこれからも説明責任をきちっと果たしていただきたいと、国会のほうで、安倍総理のほうもお願いしたいと思いますし、また、誤った報道はきちっとした形で阻止していかなくちゃならない、そういう思いで私は反対の立場で討論を終わります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

賛成討論はございませんか。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

慎重審議に賛成する立場から発言をさせていただきます。

憲法の第98条、この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。第99条、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

議論になっています憲法第9条、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

個別的自衛権で自衛隊は軍隊という形での規定をせずに戦後70年間日本の平和を守ってきた。この憲法に対して環境の変化によって憲法の解釈を変えていくということについては、先ほど申しました憲法98条、99条から則しましてももう少しこれは議論、精査をしていく必要がある事項と考えますので、慎重討論を、そして日本のこれからの平和、そして永久の発展を求めていく立場から慎重に戦後70年の歴史を顧みながら今後の70年、数百年先の日本の姿を求めていくことが必要であるというふうに考えています。そのことから、さらに慎重な議論を求めていくというこの趣旨に賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

反対討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

慎重審議をすべきという思いから賛成の討論をさせていただきます。

今回の法案は、法案そのものに対する賛否、また憲法違反かどうかの判断、さらには憲法解釈の限界ではないか、憲法改正を先にすべきではないか等々、さまざまな問題が複雑に絡み合った法案となっており、強行採決するには余りにも重い内容ではないかと思います。それゆえに国会も混乱し、国民も混乱していると思いますので、問題の整理をしっかりとした上で、いま一度慎重な審議をお願いしたいと思い、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第7号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、起立により採択いたします。

本請願は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立少数であります。

よって、請願第7号は不採択と決定されました。

日程第11 閉会中の継続審査について

○議長（藤井裕一君）

日程第11、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第12 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第12、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

以上で、今期定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで、坪井市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

引き続きまして貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

平成27年第3回かすみがうら市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび平成27年度一般会計並びに特別会計の補正予算案を初め、条例など重要な案件を提出させていただきましたところ、議員各位におかれましては活発な議論、そして慎重なご審議をいただきまして、全ての議案につきまして可決いただきましたことに対しまして厚く御礼と感謝を申し上げます。

可決いただきましたそれぞれの予算、条例等につきましては、職員が一丸となってしっかりと執行して、市民の安心・安全、豊かな暮らしのためにその歩みを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位にもご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

(拍手する者あり)

○議長（藤井裕一君）

それでは、これをもちまして平成27年かすみがうら市議会第3回定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただきまことにありがとうございました。

閉 会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 櫻 井 繁 行